

令和 3 年 2 月 15 日 告示
令和 3 年 玄海町 告示第 22 号
令和 3 年 玄海町 要綱第 7 号

玄海町独身交流推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、婚姻の意思がある者の出会いの機会を創出し、未婚化、晩婚化に歯止めをかけることを目的とし、玄海町補助金等交付規則(平成 6 年玄海町規則第 10 号)に基づき、玄海町独身交流推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象交流会)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる交流会(以下「交流会」という。)は、次の各号のいずれにも該当する交流会とする。

- (1) 町内又は唐津市の飲食店等で開催するもの。
- (2) 男女の数に倍以上の差がない 10 人以上の男女混合の参加者で開催されるもので、そのうち独身者の数が 8 割以上であり、かつ町内在住者の数が 8 割以上出席するものであること。ただし、参加人数の実績が当初予定の参加人数の 2 分の 1 以下となった場合は、補助対象としない。
- (3) 参加者の開催日当日の年齢が 20 歳以上 59 歳以下であること。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象者は、前条の要件を満たす交流会の代表者であり、かつ町内在住者とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、町内又は唐津市の飲食店等に支払う交流会の開催経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助単価は、次の各号に定める額とし、補助対象経費の実支出額の合計額又は参加人数に補助単価を乗じて得た額のいずれか少ない額を予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 町内飲食店等での開催の場合 町内在住の独身者 1 人につき 4,000 円
- (2) 唐津市の飲食店等での開催の場合 町内在住の独身者 1 人につき 3,000 円

2 補助金の交付は、交流会の参加者 1 人につき同一年度内に 2 回を限度とする。

(事業計画書の提出)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする交流会の代表者(以下「申請者」という。)は、交流会を開催する 14 日前までに、玄海町独身交流推進事業補助金事業計画書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 参加予定者名簿
- (2) 収支予算書

(補助金の額の内示)

第 7 条 町長は、前条に規定する計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、玄海町独身交流推進事業補助金内示書(様式第 2 号)により申請者に補助金額の内示を行うものとする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 前条の規定により内示を受けた申請者は、交流会を開催した日から起算して14日以内又は補助金の内示のあった年度の3月31日のいずれか早い時期までに玄海町独身交流推進事業補助金交付申請及び実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 参加者名簿
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の原本
- (4) 参加者全員がわかる集合写真

(交付決定及び額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する申請及び実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、玄海町独身交流推進事業補助金の交付決定及び額の確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定及び確定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、玄海町独身交流推進事業補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を確認し、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときには、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) その他町長が適当でないと認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。